

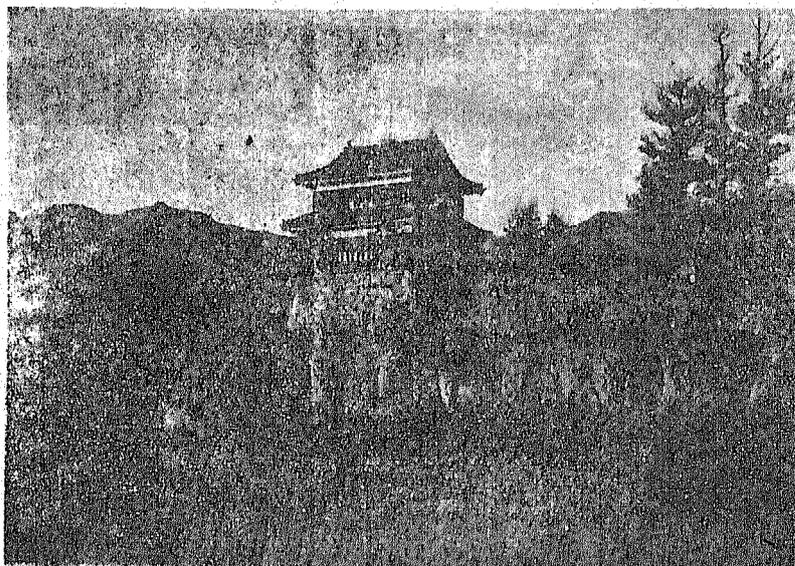
# 千曲會報

昭和十六年十一月二十五日

第十號

千曲會報社

上野  
學堂



## 目次

- △懐しの上田城跡……………(一)
- △憲法十七條の話…行元自忍(二)
- △落穂集……………薄頭生(五)
- △母校便り……………(五)
- 弓道班松高に勝つ
- 校庭運動會
- 送別演奏會
- 増産に勤勞奉仕
- 學期末豫定
- △本會記事……………(六)
- 本會日誌
- 支會役員交迭
- 遠藤先生退官記念品贈呈  
資金受領報告
- 就後資金受領報告
- 會費領收
- △遠藤保太郎先生退官  
記念品贈呈資金募集……………(六)
- △兼任辭令……………(六)
- △計報……………(七)
- 弔慰金募集及受領報告
- 噫西川さん……………瀧澤生
- △會員動靜……………(七)
- △原稿募集……………(八)
- △千曲會指定旅館案内……………(九)

# 憲法十七條の話

(三)

## 行元自忍

### (三) 憲法十七條

憲法十七條は、日本紀推古天皇條に依ると「十二年春正月戊戌朔、始賜冠位於諸臣、各有差。夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親臨作憲法十七條。」となつてゐるから、太子卅一歳の時の御作であつて、それ故に又「三經義疏」御制作以前の御撰であることは明かである。かの弘仁格式の序にも「上宮太子親ら憲法十七箇條を作り給ふ。國家の法制これより始まる」と述べてあるやうに、實にそれは我國最初の成文法であるのである。一部の學者の中には、それが皇太子の御作であつて統治の主體に在りますと皇太子から發せられたものでないとの理由で、それは法制となすことは出来ないといへてゐる者もあるかのやうであるが、然し太子は既に當時攝政として萬機を委ねられ在りましたのであるから、此の憲法十七條を以て直ちに天皇の御發令と観ることは毫も差支ないであつて、例へば菅原道實はその「類聚國史」の中で「推古天皇十二年四月戊辰、憲法十七條を作り給ふ。」と記してゐるのである。勿論、その内容から言ふと、純法律的なものとは非常にその趣を異にしてゐて、法制といふよりは寧ろ道徳、宗教に關するものであるけれども、然し當代に於てはそれが十分に社會の秩序を肅正し、安寧を維持する法の役割を演じてゐたといふことは餘かであつて、その中には懲罰に關する規定が缺けてゐるからと言つて、それは單に官吏に示された所の心得書程度のものに過ぎないと観るやうな考方は、どうしても妥當なものだとは言へないと思はれるのである。然しまた一方で、此の憲法十七條あるがために我國を以て最古の立憲國であるなどと唱へることも、非常な歪曲の俗論と言はねばなるまい。蓋し、立憲國

であるか否かといふことは、その普遍的な意味から言ふと、決して憲法の有無によつて決められるものではないのであつて、このことは英國のやうな場合を考へて見れば明瞭である。更にその「古き」といふ點を問題にするや、勿論憲法十七條は大憲章(一二一五年)や北米の憲法(一七八七年)に較べると確かに古いと言へるではあらうが、ソロン(前五四四年)からペリクレス時代(前四六〇—四二九年)に出來たと推定されてゐるアテナイの憲法などに比較すると遙かに新しいものだといふことになつて了ふのである。それ故、吾々は寧ろ此の憲法十七條の内容が道徳、宗教に關するものであつたといふその點に、それが「憲法」として有つ所の本來の意義を擔つてゐるといふことを悟らねばならぬのである。即ち太子が憲法十七條を御制定になつた所の御精神といふものが、既に述べたやうに、當時に鬱積してゐる諸々の社會惡を一掃し、柄臣の跋扈を抑へて眞の皇室中心の國家體制を完うせしめるためには、根帯に於て宗教的、道徳的な轉回をすることが先決問題であると思召し給ふた所に在る譯であつて、眞に民をして天に雙日なく、地に二王ないことを知らしめ、君命臣行の大道を鮮かならしめるため、は、どうしても上下和睦、禮信を基として、忿怒を斷ち、勸善懲惡、賞罰必當、勤務力行、以て各人が眞乎の日本人たるの感激と法悦とを生きて貰くのでなければならぬとせられ給ふたに基いてゐる、と拜察されるのである。而かも此の場合に、太子は何處までも當時の學問を活用、勵進せられ、儒教を以て外面に佛敎を以て内面を整序するための道具に用ひられてゐるのである。既に述べたやうに太子は生れ乍らにして聖に在りし進べたやうにならず、法王帝説にも「玉の命能く涅槃常住

五種佛性の理を悟り、明かに法華三車權實二智の趣を開き、維摩不思議解脫の宗に通達す。且は經部薩婆多兩家の弁を知り、亦三玄五經の旨を知り、並に天文地理の道を照す」とあるやうに、當代の學問といふ學問を悉くに深く研鑽、通達せられたまふたのであるが、太子は單にそれらに通曉遊ばされただけではない、却つてそれらの學問を本當に基礎づけ、具體的なものとせられたまふたのであつて、それらは寧ろ太子に依つて始めて活きしめられたといふ事を忘れてはならないのである。それでは、太子が如何に當時の學問を畫龍點睛せられたまふたかといふことは、この憲法の各條を解釋する場合に就て檢べることにするが、山鹿素行が中朝事實の中で「竊かに按ずるに、太子推古帝に攝政して、而して其の行ふ所、其の施す所、治道の休養、皆神聖の道にして西域の教に非ず(禮儀章)と記してゐるやうに、それは何處までもわが惟神の道に據る學道の點點であつたのである。即ち單なる「禮說」に過ぎない、所の儒教や佛敎が、此の憲法に於て始めて生命の息吹きを與へられ、五倫五常、慈悲忍辱の理論が此の國土に於て始めて生活化された、といふことを想はねばならないのである。

以下、吾々は憲法の各條に就いて太子の御精神を學ばうとする次第であるが、續つて惟へば、此の十七條は何れも聖者にまします太子が「内外典の深き道をさぐりて、むねをつづまやかにして、つくりたまへる」(神皇正統記、卷之三)所のものであるから、吾々が低羊の蒙きを以てその眞意を味得するなどといふことは到底得て得て及ばない所であるのは最早や解り切つたことでもあらう。然しそれにも拘らず、敢て駕馬に鞭うつ所以のものは言ふ迄もなく、千三百六十年の時の戸張りに依つて開てはれてはあつても、吾々も亦太子を愛へ人を思ふ「み民われ」として、聖徳の皇子の御深謀を今此處に承け續ぎ奉らんとする止み難きねがひを有つたために外ならないのである。

第一 ヤラギクマナヒ 一に曰く、和を以て貴と爲し、忤ふること無きを宗と爲せ。人皆黨有り。亦違れる者少し、是を以て或は君父に順はず、乍隣里に違ふ。然れども上和下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときは、則ち事理自らに通ふ、何事か成らざらん。

既に述べた通り、當代は族制政治、分權制度の弊害がその極に達した時代のことであるから、和を必要とするところより急なるはなれ時代であるとも言へる。殊に朝廷に於て新羅派と百濟派とが對立し、在廷の諸臣と在鮮の諸將との間に意見の一致が見出されないうなことは、外交が失敗に終るのも當然のことであつて、國力の消耗、恐らくこれより大なるはないであらう。故に先づ「以和爲貴」と仰せられたのである。これは論語及び禮記にある字面であつて、論語學而篇には「禮之用和爲貴」とある。朱子はこれを註して用は「たらし」となし、孔安國の古註には用を「以」と讀ましめてゐるが、太子はこの「以」の字に書き改めてゐられるのである。本來この和といふ字の意義は、他の聲に應じて發する聲、即ち應へること、ものが一體になること、とか、合著を持つた所のものなどである。ところが、かやうな一体性は伸々實現せられないのが世間の常である。それならそれは何處から由來するののかと言ふと、結局人間が個々個々に執し小我に泥むがためである。即ち太子は、人皆黨あつて違れる者が至つて少いといふ此の悲しむべき人生の事實を以て示し給ふのである。勿論、甘黨と辛黨とはそれ自體として必ずしも不可である譯ではないのであるが、そのいはゆる「黨利黨略」といふやうな私に拘泥して爲我に墮するときに、それは君父に乖き隣里に違ふといふ結果になるのである。總じ

てかやうな固執といふものが悲しむべき人生の事實なるがために、其處に理が事と、形式が内容と、普遍が特殊と、互に矛盾し、軋軋し、そして相剋するのである。然し乍ら、軋軋に反して、上和ぎ下睦び、いはゆる「上下和睦、猶如乳水」(最勝王經)なるときは、これ(事)とことわり(理)とは相通じて表裏となり、一體となる。それは孝經に「民用三和陸(上下無怨)」とあるやうに、全く其處には相閉塞する所のものが存在しないからである。かやうな融通無碍、君民一體の境界に於て、果して何事の成らざるものがあるであらうか。斯く太子は人間萬事利を基礎とするこの確信を強調したまふのである。然らば、さやうな利を吾々は如何にして實現することが出来るのであるか。

茲に吾々は、太子が、利の實踐は如何なる態度によつて可能にされるか、といふことを示したまふ御言葉を見ねばならぬ。それは「人皆有黨、亦少違者」である。これを論語の場合と較べて見やう。論語學而篇には「有子曰。禮之用。和爲貴。先王之道斯爲美。小大由之。有所不行。知和而和。不以禮節之。亦不可行也。」とあつて、その意味は、道德秩序を維持するために内心の利を必要とするけれども、和そのものは禮を以て節しなければその意義を失ふ、といふのである。これは勿論、禮と利との相互補足を説いたものと思はれるけれども、然し此の兩者は何によつて統一せられるのであるか。其處には此の兩者を統一するやうな體驗内容は何等示されておかないのである。然るに、太子に在つては、人皆黨あつて違者は少いものであるといふ人生の事實を洞察したまひ、それ故にこそ上下和睦して君父に忠順なる如き生を具現すべきである。と誨たまふのである。即ち此の實人生への反省に於て悲痛極まる生の事實に目醒めるときに、熾烈な團體協力の祈願が發つて來るべきであり、眞の利は此の懺悔求道の至誠に基づく協同に在るのであつて、決して單なる外的な禮節に在るのではない、といふことを垂示したまふのである。かやうに、抽象的、外部的、形式的な理論に過ぎな

い所の儒教の教へも太子の御體驗に攝せられたることによつて活きしめられてゐるのであり、そして又このことは、太子が佛や老の字句を假りたまふ他の場合に於ても矢張り同斷なのを見るのであるが、此處で吾々の最も注意すべきことは、太子の御體驗が何より先づ統治のそれを含む所のものではあつたといふことであつて、さやうな大悲の大御心に於て人生の悲痛を収めたまふときにこそ、利の實現も言はば始めてその基礎を與へられることを想はねばならぬのである。

かやうにして、太子は具體的生活としての隣里同胞の親和を以て、自他融合、群生と共にせんとする内的平等に具現するものと説きたまひ、一切の道德の源泉は内心唯一の歸依體驗に窮盡すると教へたまふのであるから、此處では最早「利」は學術と道德と宗教とを綜合する所の全人格的信念であり、綜合的生命の表現であると嘗へる。この意味では靈法十七條全體が總てこの和の具現を説きたまふものと考へねばならず(特に第十條、第十三條、第十五條等が和の象面を現すことは明瞭である)、更に又此の和の實現は、「慈下敬上、天之大義也」(維摩經疏、菩薩行品)であつて、慈と敬とを外にしては在り得ないから、そこで靈法十七條全體を此の慈と敬との二者に依つて區分することも不可能ではないであらう。然し乍ら、兩者は同一なるものであつて、結局、吾々があらゆる個我を滅却して本來の姿に目醒めるといふ所に出發する。果して然らば、吾々は如何にして此の自覺に到達し得るであらうか。

第二

二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛と法と僧となり。則ち四の生の終の歸、萬の國の極の宗なり。何れの世、何れの人か是の法を貴ばざる人尤だ悪しきもの鮮し。能く教ふるときは之に從ふ。其れ三寶に歸りまつらざる、何を以てか狂れるを直さん。此處では先づ字句の解釋から始めることにしやう。此の條中の「三寶者佛法僧也」といふ文句を後人の意入であるとする者もあるが、これは太子が特に老子の三寶と區別するために置かれた重要な文句なのである。老子の

三寶といふのは、(一)儉、(二)慈、(三)敢であるが、太子が老子を深く御研究遊されたといふことは、維摩經疏の中に屢々老子が引用せられ、佛教と照し合せて種々説かれてあるのを見ても明瞭な所である。佛は佛陀(Brahm)の略で、漢譯では覺者といふが、この覺は、自覺と他覺と覺行圓滿の三つを含蓋する意味を有つてゐる。即ち般若の眞智を以て絕對界の眞理其物を覺つた所の大人格を佛と稱へるのであつて、單に自覺してゐるだけでなく、他をも覺らしめ此の覺行を圓滿に具備せる人格でなければならぬとするのである。言はばそれは慈悲と智慧との両面を完備したものであつて、此の大慈大悲の説き教へた理が即ち「法」なのである。僧は僧伽の略であつて、譯して「和合」といふが、この和にも理和と事相と、即ちその理想とする所の事業其の物との両面があつて、此の兩者が乖離してはならぬとせられてゐるのである。さて、この三寶の觀方に就て、古來同體別體、住持の三つがある。先づ住持の三寶といふのはどうかといふと、歴史的な事實を現住持の三寶とするの對して、佛像、經卷等を寶といふのは如何といふに、それは三寶の各々に獨立の意義を認め、而もその實相には階級の認めももつて、佛は上、法は中、僧は下の階級といふやうに差別をつけるのである。更に同體の三寶とはどうかといふと、三寶の各々の上に各々三寶の意味を具備してゐると説くものであつて、例へば佛一體の上に於て、覺照の意味のあるものを佛寶、覺照せられたものを法寶、覺照の内容に和合するものを僧寶とするやうなのがこれである。言葉を変へて言へば、佛と法と僧とは絕對眞理の三つの意味として之を佛寶とし、この眞理絕對を覺の本體として之を法寶とし、相諍す所がないから一味であつて相和し、相諍す所がないから之を僧寶とするのである。この三つの觀方のうちどれを太子は採られたかといふと、太子は最後の同體の三寶を重んじられたのである。このことを御説きになつたものは「勝義經疏」で、其處では同體の三寶を一體の三寶、別體の三寶のことを標榜の三寶とも

呼んで居られる。例へば全疏一乘章では「若し歸依を弁せばその習解斷惑のためには別體を先とすべし、但歸依に迷はざるには必ず一體を要とす」と仰せられてゐるのである。然し、別體の三寶は一體の三寶の表現であるから、後者に固執して、その結果、之を實人生に具現する所の前者への信仰を忘れて了つては、それは實現する力のない抽象的理想に墮する。それ故に太子は一體三寶を重視しつつも、常に具體的な信仰に立つて歸趨の大道を體得すべきことを教へたまふのである。とまれ、(八)少し三寶の説明が長くつたが、此の三寶を以て太子は「四生之終歸、萬國之極宗」と觀たまひ、それへの「三歸」に於て始めて獲る萬象は皆其の處を得と説きたまふのである。此處に「四生」といふのは胎生、濕生、卵生、化生の總稱で、一切の生物といふ程の義である。即ちこの一切の群生の最終の歸りつき所、あらゆる國々の人々の生活の中宗となつてゐる所のものは、この三寶である。何れの世、何れの人、此の微妙の法を貴ばずして在り得やうか。總じて、人間に生を享ける所のものに、尤だ悪しきものと云ふのは鮮いのであるから、一度や二度では耳に道入らない者でも群々として教へて倦む所がないならば、必ずや何れの日にか之を正道に導くことが出来るのである。之に反し若し此の三寶に歸依するといふことがなかつたならば、どうして狂れる者を矯め直すことが出来るやうぞ。「何以直狂」とは論語の字面であるが、要するに、この三寶への歸命に依つてのみ人間の救済、教化は始めて可能になるものぞ、と太子は強く誨へたまふのである。

洵に、太子の御教誡のやうに、自己の佛性に目醒むることなくして迷執に罪を累ねる所人間を教化するには、宗教の力を以てするの外はなく、それは人爲的に作つた法律や權力の及ぶ所ではない。蓋し罪惡不實の自己を自覺するときにのみ、始めてその上求善提の途は其の儘に力強き眞の團體協力として下化蒼生の勳を示すものとなるからである。然らば、さやうに人が之に歸一することによつて新しく蘇生し、新しく永久の生命を獲得することの出来るやうな常住眞實なものとは一體如何やうなものであらうか。太子はこの



# 落穂集

## 薄頭生

大人が子供に支配され、聖人が狂人に支配されることは自然の法則に背くものであるが時代の空気に其の中に成長して行く子供達の鋭敏な精神状態を理解することが出来ないと言ふことは、今の親達にとつては確かに大きな悲劇である。そして若い者の馬鹿げた行は大人を困らせる赤ん坊の質問と同じく正しい理由に根據を持つてゐる。

現在的情勢はまことに混沌としてゐる。それは絶大な力を以てよい秩序が立てられねばならない。新鮮なる者の間には著しい熱意と愛情の昂揚がある。之等が抽象的命題から具体的現実的な問題にまでも移されて来るが、實際の上では其がやゝもすれば理屈加減つた冷たい室の中に壓縮されて終ふか様の様に抑へつけられる。だから熱意はまるで見殺しになり、人間は働く機械としてのみ取扱はれ、そして折角の情熱もその安住の場所を見失つてしまふ。

凡ゆる義務の履行は自ら最も自分に近い所から始められなければならない。其は其の身邊の者に善意を示すことが道徳上高級ではななくて身邊の者にさへ之を示さないことが其の欠乏を証明するからである。若し國民の福利の爲に夢中になりながら近親の苦惱を傍観してゐることが出来る者ありとすれば、吾々は彼の熱中を空虚と見ざるを得ない。

慣習に隷屬することなく、古い時代に得た道徳に満足することなく、一定の法則の中に閉ぢこもることなく、そして背後にあるものを忘れ、良心の呼び聲に聞き耳を立て、そして新しい、より高い問題に進み得ることを喜ぶものを自由の人と名づけ

る。

三つの道によつて、吾々は聖智を知る。其の第一は思索である。之は最も高貴な道である。他の第一は模倣である。之は最も容易な道である。最後の第一は経験である。之は最も苦しい道である。

吾々が只眼を開いて見ると言ふ勞を惜しみさへしなければ、凡て吾々の身邊に於て脈打つ人生の眞實が得られる。

一週もたぬ中に、否翌日にでも忘れてしまふ様ながらくたな見聞の中にも思索の誘導點があり、模倣して、種がある。そして色々な形態と内容の経験がして見たいものである。

一個人としての生活、或は社會人としての生活に於ける凡ての變化なり、進歩なりは、先づ其の者の思想の變化に起因するものである。感情や行爲の變化を生み出すもの爲には何よりも先に思想の變化を生み出すなければならぬ。そして思想の變化を生み出す爲には、人は先づ立ち止りそして理解する必要があることに、注意を向けなければならぬ。

人間と人間との關係には割切れるものもあれば割切れないものもある。もと／＼エゴイスタイツクな人間と人間が親しい關係を結ぶとすれば何處かに胡麻化し合ふ所も出て來なければならぬ筈である。

相手が自分を胡麻化してゐる所が眼についておても知らない風をしてゐたわづらひる。相手も亦相手が自分から胡麻化されてゐる點を氣付いてゐながら、知らない風をしてゐることを、のみこんでゐて遠慮がちに胡麻化しを續けて行く。

それは相互に人間として止むを得ない癖を敵し合ふ様に、相互の寛大さを信じて行くのである。さういふ様な智的鋭敏さが夫々の立場にあるべきであると思ふ。

## 母校便り

### 弓道班松高に勝つ

鍛錬部弓道班、競技班、蹴球班の各班は十月十二日松本高校の夫々各班を迎えて試合を行ったが、弓道班が七四對六九で勝利を得た。史で他の二班は惜敗する所となつた。

### 防空訓練

十月十二日より二十一日迄の十日間行はれた實戰的綜合防空訓練に於て母校特設警防團も監視、警報、燈火管制、消防等の各班は充分的な訓練を行った。

### 校庭運動會

母校第二十六回校庭運動會が秋晴の十月二十六日舉行された。今回は報國團としての初の運動會で従来の應援、賣店を自肅廢止して極めて質素に行はれたが何となく氣勢の舉げ物足らなさがあつた。運動種目としては綱引、手榴彈投、俵運搬、國防競技、騎馬帽子取等の對クラス競技及修己寮生合同体操の團體的新種目を取入れた外、職員、女子の出場種目を幾分増加した傾向が見られ、對科競技は従來通りで其成績は次の如くであつた。

米米米米米	投投投投	跳跳跳跳	跳跳跳跳	跳跳跳跳	走
100	200	400	800	1500	團砲槍定棒走三長
23	12	10	0	0	0
9	4	3	1		
製糸科	6	6	9	10	6
紡績科	13	9	5	6	2
織化科	0	3	6	3	3
	0	5	1	2	3
	0	0	12	3	0
	41	108	105	35	

### 送別演奏會

文化部音楽班は十月三十日午後七時、市内商工會議所樓上に於て卒業生を送る音楽の夕

を開いた。二十五に亘る曲目をヘーモニカ合奏、獨奏、弦樂合奏、アコーデオン獨奏、獨唱、尺八獨奏と合奏等に依つて進め堂に充ちた聴衆を引き付けた。

### 増産に勤勞奉仕

收穫の秋、桑園整理麥蒔と國策食糧増産に精勵しつゝある農家に對して十月中旬より勤勞奉仕を以て協力してゐる中女學校生徒、青年校生徒、青少年團員、壯年團員に呼應して母校でも三年生を除いた一、二年生約二五〇名は先頃編成された報國隊組織を以つて十月三十日市内各區農家に勤勞奉仕した。作業は拔根、稻刈、麥蒔等各種に亘つて慣れない作業ではあつたが、國策に順應する誠意はよく豫想以上の行程を進め賞讃を浴びた。

### 体力章檢定

學生の体力章檢定は十一月四、五、七日の三日間に亘り志賀生徒主事補を委員長とし、職員より檢定委員十名を擧げて學年別に實施された。其の結果は上級一三名、中級九三名、初級一〇〇名、級外三九名で昨年度に比し格段の進歩があつた。

### 實彈射擊

十一月一日、五日、六日の三日間太郎山麓にある市射撃場に於て各學年別に實彈射擊が行はれ成績頗る良好であつた。

### 學期末豫定

臨戰体制下卒業線上げ方策に従ひ、三年生は間もなく學校を真立つこととなり、授業は十二月十日迄、後卒業試験、補習をなし、十二月二十六日卒業式の豫定、亦一、二年生は全月十五日迄授業、二十四日學期試験を終了二十七日より冬期休暇に入る。冬期休暇は主として燃料資材が考慮されて少々長く翌年一月二十日迄である。



計報

外城 和氏逝去

昭和十三年製絲科卒業後商工省特許局に勤務の外城和氏は郷里愛媛縣東宇和郡野村町に病氣療養中の處其効坐しく十月十七日死去された。謹んで弔慰を表する次第である。

秋山幸夫氏戦病死

昨年養蠶科卒業、鹽田公民學校奉職、十二月入隊北支に轉戦中の秋山幸夫氏は十月二十九日戦病死された。謹んで弔意を表する次第である。

弔慰金募集

故園田男男氏(紡十八) 故外城和氏(絲廿五) 故秋山幸夫氏(蠶廿七)

右三氏に對し弔意金を募集致します。故園田氏は十二月末日、故外城氏故秋山氏は昭和十七年一月末日迄に取經め御遺族へ贈呈致したいと思ひますから天れに各故人に對する弔慰金の旨御記入の上御拂込下さい。

昭和十六年十一月 千曲會

死亡會員遺族よりの禮狀

昭和十六年十月十五日 久留米市京町五丁目三〇七 故園田信男氏 母 園田 ヲカ

弔慰金報告

故吉川誠彦氏弔慰金 金參圓也 上野 榮仁 右合計金參圓也 累計金八拾圓也 故尾立光男氏弔慰金 金貳圓也 村澤 巧 湯本益次郎

右合計金五圓也 故加美好男氏弔慰金 金拾圓也 上野 榮仁 丸山 武夫 金五圓也 上野 健吉 浦生 俊興 中澤 勝也 金參圓也 山本辰五郎 松次 杉野 壽一 金貳圓也 宮坂美壽雄 寺島 親雄 右合計金七拾六圓也 故西川正夫氏弔慰金 金壹圓也 萩原 和夫 利男 右合計金九圓也 故園田信夫氏弔慰金 金貳圓也 柴田 利男 右合計金貳圓也

噫西川さん

瀧澤生

枯風が吹き残したる庭雀 繪具箱を肩にちつと秋の高原の香に魅せられてゐる彼の寫眞にこんな句が附いて居た。繪をやり、十七文字に人生を語る風流人である上に、又よくスポーツをも談じて、短かな人生を本當に清らかに物静かに送つて来た。西川さんはそんな人だつた。實際彼はクラスの誰からも、西川さん、西川さんと愛稱され尊敬せられて来た。十四年卒業と同時に私と二人して奥博士の研究室に残る事となつた。科學へのひたむきな研究心、眞面目な仕事振、それでゐて何處かユーモラスな處も多分にあるものだから直上からも下からも親しまれ可愛がられた。謎がとて好きな人で緊張した實驗の最中にも時々へんてこな事を云ひ合つて笑ひこげたものだつた。砂糖はなぜ甘いのか? ウッフ面白いね。等と云ひ乍ら本氣になつて考へてくれたりした。

研究は専ら蛋白質纖維を愛持ち、文字通り先生の片腕ともなつて翌年吳の海軍工廠へ轉するまで幾多の貴い研究をした。海軍へ移つてからは愈々多忙な仕事の傍ら、大學受験の準備等暇も惜しんでやつてゐた様だつた。今年正月學校で會つた時にも、とても元氣で「仕事は随分忙がしいが、やり甲斐もあるし、面白い、大いにやるつもりだ。」ととても意氣軒昂たるものがあつた。その人が二ヶ月の後は病床の人となり、七月にはもう既に此の世の人で無くなつてしまつたとは。

七月二十三日午後四時半、優しいお母さん、御弟妹の温かな腕に守られて静かに、安らかに人生を終つて行つた。若き日の夢をしつかり胸に抱いたまま、亡き父の下、俳句を語り繪に遊び、そして忘れなく科學の勉強もしてゐる事だらう。今は唯只管兄が冥福を祈り、御遺族様の御幸福を願ふばかりである。

御挨拶

拜啓秋冷之候益々御清適之段奉慶賀候 陳者私儀群馬縣工業試驗場在職中は公私其格別の御懇情を辱し御芳情の程感銘罷在候處今般農林技手拜命蠶絲局絲政課に勤務致す事と相成候間何卒倍舊の御指導御鞭撻賜り度奉懇願候 右以紙上御挨拶申上度如斯御座候 敬具

昭和十六年十月 日

農林省蠶絲局絲政課

大木定雄

會員動靜

(十一月五日現在)

- 佐藤 利一 (現職) (勤)從前通(住)上田市上耕屋町三、五五五 小泉 所 (現職) (勤)從前通(住)上田市新田町二、五二六 伊藤 忠雄 (舊職) 山形縣立鶴岡中學校(住)鶴岡市元曲師町乙三ノ三 川瀨 繁胤 (舊職) 昭和一六、八、一八日死亡 石原 勝治郎 (勤) 名簿=朝倉トアルハ朝長ノ誤ニツキ訂正ス 朝長 勝治郎 (勤) 市田商事株式會社(住)豊橋市旭町四番町、電話二九二八、四五二九 加々井 精喜 (勤) 日滿水道工業社(埼玉縣川口市) 鈴木 英夫 (勤) 召集解除(住)愛知縣實飯郡御津町下佐脇 金峰 義松 (勤) 平安北道寧邊産業組合平安北道寧邊郡寧邊面東部洞(住)同上西部洞 福地 進 (勤) 日本蠶絲統制株式會社蠶繭課(東京市麹町區有樂町一ノ七蠶絲會館) 荒木 喬 (勤) 日本蠶絲統制株式會社蠶繭課(住)東京市大森區馬込町東四ノ四二五 西澤 正一 (勤) 日本蠶絲統制株式會社蠶繭課(住)東京市王子區十條仲原四丁目ノ五 比田井 政治 (勤) 滿洲國興農部農產司纖維作物科(新京市) 山岸ト政性 滿洲州蠶絲株式會社支店(四平省四平市昭平橋通三)(住)同上社宅 (勤)新製人絹大竹工場(廣島縣佐伯郡大竹町)(住)廣島縣佐伯郡小方村小方(本籍)新潟縣蒲原郡新津町善道七二一 (勤)中華民國天津海關(住)天津英租界十九號路義慶里二一 東部第五〇部隊(松本市)

### ◆改訂新版成る!

磯谷 銳 著 A6 判布装二五八頁 千十六錢 價二圓五十錢

## 最新刊 訂改 蠶種製造實務要覽

蠶種製造者  
蠶種共同施設  
組合技術者  
蠶種製造管理者  
蠶種製造技術者  
養蠶指導員  
學生

### 必携

- ◆ 内容
- 第一、品種改良一般
- 第二、原蠶飼育一般
- 第三、原種の維持法一般
- 第四、蠶病豫防消毒法一般
- 第五、蠶種製造一般
- 第六、蠶種保護冷蔵一般
- 第七、蠶種人工孵化法一般
- 第八、蠶種製造並販賣

本書は蠶種製造に關する最新の學理と技術を網羅し且つ蠶絲業新體制下に於ける管理蠶品種の性状並に蠶兒飼育法、蠶種製造上の注意要點を蒐録したもので、蠶種製造者、同關係技術者の業務手引とし、又蠶種教科書とし或は又學生の參考書として好適す。  
體裁納珍携帯至便にして内容は克く大蠶種實典として整備さる敢て推奨する次第である。

### 發兌

東京市神田區錦町一丁目四  
振替東京一三一九〇番

# 明文堂

瀧澤捷伊千 (蠶三)

小川 泰弘 (蠶二)

福田 六郎 (蠶三)

河田 泰 (蠶三)

大西 三郎 (蠶三)

徳江 市郎 (蠶三)

緒方 良純 (蠶三)

野田 修三 (蠶三)

山田 美雄 (蠶三)

兒玉 逸夫 (蠶三)

早出 良人 (蠶三)

山崎 小平太 (蠶三)

松村 賢一 (蠶三)

岩本 賢次 (蠶三)

外城 和 (蠶三)

濱田 秀彌 (蠶三)

阿部 豊 (蠶三)

海野 輝男 (蠶三)

若林 亨 (蠶三)

中川 力男 (蠶三)

井上 次郎 (蠶三)

櫻井 隆夫 (蠶三)

井上 晴普 (蠶三)

商工省機械試驗所化學分析室(東京市杉並區住吉町)(住)東京市中野區昭和三十四〇柳澤方

豊橋豫備士官學校砲兵生徒隊高波隊

前橋豫備士官學校陸間隊(群馬縣群馬郡金古局氣付)

(勤)從前通(住)京都市左京區田中門前町五〇平塚さく方

豊橋陸軍豫備士官學校砲兵生徒隊草葉隊(留守宅)富山縣東礪波郡野町二ノ一〇四二大西忠平

徳江電機商事(東京市芝區本芝一ノ五東京港口市電バス停留所前、電話三田四五一二〇三)

(勤)肥後製絲株式會社(熊本市内坪井町一七)兼、九州瀬短織維株式會社取締役(宮崎市橋通五ノ八八)住從前通

日本蠶絲統制會社(石川縣津島支店)(住)横濱市神奈川區松ヶ丘七

組合製絲能州社(石川縣津島支店)(住)津島

日本蠶絲統制會社(石川縣津島支店)(住)津島

全國蠶袋製造業組合(東京市深川區佐賀町一丁目八番地ノ一、電話深川64二八〇七)

長野縣廳勞政課(住)長野市南縣町三六四番戶

平木下改姓

(勤)從前通(住)上田市松尾町五、一九八

郡是製絲倉吉工場(鳥取縣倉吉町)

(勤)從前通(住)東京市大森區馬込町東二ノ八五三

昭和一六、一〇、一七愛媛縣東宇和郡野村町ニ於テ死亡

陸軍習志野學校候補隊三區隊(千葉縣津田沼町)

日本蠶絲統制株式會社改善課(住)從前通

陸軍科學研究所登戶出張所(川崎市生田)(住)川崎市登戶一、八七七

南吉三郎方

同右

久留米第二陸軍豫備士官學校第三中隊第三區隊(久留米市)

片倉製絲紡績大宮研究所(埼玉縣大宮市)

(勤)從前通(住)東京市杉並區高圓寺一ノ二二

熊本陸軍教導學校步兵砲隊第三區隊(熊本本市)

### 原稿募集

資源難と經費高に依つて豫算の關係上餘儀なく此所三ヶ月間多數各位の不滿を浴びる程本誌數を縮少してゐましたが之は前にも申上げて置きました様に一時的のもので、再び増頁致します。就きましては研究調査記事でも論説でも隨筆でも結構です。澤山御役務を願ひます。

編輯室

昭和十六年十一月廿二日印刷(非賣品)

昭和十六年十一月廿五日發行

編輯兼 上田蠶絲專門學校内

發行人 小松 忠 郎

印刷人 上田市原町五七九五

印刷所 上田市原町五七九五

印刷所 中澤 印 刷 所

發行所 上田蠶絲專門學校内

社 團 千 曲 會

電話 上田四〇六番、六六番、三三四番、振替口座一號、東京四三三三番、長野四三三三番